

第 4 回

新町の事務所の位置等検討小委員会

平成 16 年 2 月 16 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会 会議録

日時 平成16年2月16日(月) 午後6時00分～午後8時00分
場所 美方町総合センター

出席者

委員会委員(計14名)

美方町	村岡町	香住町
(上田節郎)	岩槻 健	藤原久嗣
吉田範明	谷淵栄一	上田 孝
本城繁信	板坂公二	橘 秀夫
中村治泰	井上源一	柴崎一秀
朝倉富征		中村 暁

幹事会(計8名)

美方町	村岡町	香住町
吉田博昭	中村一治	大瀧正博
藤村吉孝	太田培男	米田 稔
	杉谷信義	谷岡喜代司

事務局(計6名)

藤原進之助	岸本典明	清水幸信
穴田康成	邊見泰正	田尻幸司

欠席者

委員会委員(計1名)

村岡町
三好忠男

傍聴人 21人

第4回新町の事務所の位置等検討小委員会

と き:平成16年2月16日(月)

ところ:美方町総合センター

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議 題
協議事項
協議第3号(継続)庁舎機能のあり方について
- 5 その他
今後の小委員会開催日程について
平成16年2月28日(土)午前9時00分～ 香住町地域福祉センター
- 6 閉 会

○藤原事務局長 会議の開会宣言と、あわせて御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく
お願いします。

○藤原委員長 皆さんこんばんは。2月も半ばとなりました。まだ一面雪がありますけれども、先日は、春一番らしきものが来ました。少しずつ春が近づいてくるなあというふうな感じが致します。今日は大変お疲れのところ夜間の会議、委員各位には御参来いただきましてありがとうございました。また、傍聴の皆様も多数御出席いただきまして誠にありがとうございます。小委員会、今日は4回目になります。過去3回で、庁舎の機能につきまして御議論いただき、2月9日には全体会でその状況について報告するとともに、小委員会の委員さん以外の委員さんからも御意見を伺いました。従いまして、今日はそれらを踏まえて、庁舎の機能について一応のまとめをしたいなあというふうに考えておりますので、一つよろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

それでは、只今から第4回事務所の位置等検討小委員会を開会致します。小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、私が議長役を務めさせていただきます。次第3の議事録署名員の指名につきましては、会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、村岡町の板坂公二委員、香住町の中村暁委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。それでは、会議に入りたいと思います。先程、御挨拶で申し上げましたように、きょうは今まで庁舎機能につきまして、大きく2つに分けて支所のあり方、問題、現地解決型機能を持つ支所として、どういうふうな体制がいいかというようなことについての、御意見をいただいておりますので、そのまとめとそれから、いわゆる分庁方式導入につ

いて、どういふ方法がいいかといふ大きな2つの問題について議論をしていただきましたので、それらについてまとめていくような形で、協議を進めさせていただきたいといふふうに思います。よろしく御協力の程お願いします。

最初に、資料の方に挙がっております、2月9日の全体会でいただきました各委員の意見、それから条例についての関連の資料もつけてありますし、合わせて、京丹後市にできれば視察にといふような御提案もありましたけれども、どうしても事務局で調整をしました結果、委員さんの日程が上手く合いませんので、とりあえず事務局で京丹後市の状況について把握できる範囲、把握しておりますのでその報告を事務局からしていただきたいといふふうに思います。それでは、資料を合わせて京丹後市の状況等を事務局から報告してください。

○藤原事務局長 はい、それでは恐れ入りますが、座らせていただいて御説明をさせていただきますと思います。本日の会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。ここでは前回の全体会で委員さんそれぞれから御意見いただいたものを抜粋ということでもまとめておりますので、一度ご覧いただいているとは思いますが、改めて読み上げさせていただきますと思います。まず1番目としまして、現地解決型機能についてでございます。本庁から各支所長への指揮命令系統の確立、統一認識に立っての行政が展開できる体制づくりが必要であるという意見がございました。次に といたしまして分庁方式でございます。分庁方式とっておりますけれども、一応認識といたしましては、支所に本庁機能の一部を配置する考え方、これを分庁方式とっております。それでは最初の御意見といたしまして、本地域は、矢田川流域の川上と川下でそれぞれの地域振興対策、特色ある行政を展開しており、これらを大切にするため本庁と分庁という形をとるべきである。庁舎は既存の建物を利用し、養父郡のように本庁機能が入りきれないものの補完を考えるべきである。次に本地域には、海側の拠点、山側の拠点が必要で、また、道路交通面からも国道9号側の拠点から海側に引き込んでいく、高規格道路のラインが整備される国道178号側の拠点から9号側の内部にわたって引き込む方向付けが考えられ、小さな本庁、大きな分庁という意味合いからしても2つの拠点が必要であるということ、それから、条例上は1本庁2支所とし、職員配置などの環境整備が整うまでの間、支所に分庁の機能を持たせるべきである。次に、3町は特に、産業、福祉、教育面でそれぞれ異なった地域的な特色があり、地域の産業振興等を図る観点から、地域住民が安全で安心して暮らせるための施策を展開していく上で本庁機能を分散すべきである。次に、管理機能を備えた本庁舎、その他の部門の機能を備えた分庁舎、現地解決型機能を備えた支所というように3つに分けることによって、住民と直接接することとなる。本庁2支所という急激な変化よりも緩やかな変化の方が住民に安心感を与えるという意見。次に、密接につながった3町ではあるが、今までの文化等が、異なった特色ある3町であり、美方、村岡方面には海の文化がなく、海側の香住には雪の文化のスキー場等がない。それぞれ現地が培ってきたノウ

ハウがあり、住民からも要求、要望があるので、これらを迅速に解決するためには分庁舎という形が望ましい。暫定的な方向には賛成であるが、国、県からの市町への移管される部分も考慮しなければならない。次に、地方自治法上、条例でも分庁というものは出てこない。条例では支所でありながら機能は分庁であるという方式が良いと思っているが、支所という表現とするか、養父市の地域局などのように通称をどのような形で呼ぶのか統一的な認識をもつ必要がある。次に、養父市の形式がこの3町には良いのではないか。中身は時とともに変化していくとしても、やはり、地方自治法に載っている本庁、支所という看板を掲げた方がよい。本庁2支所としても中身は分庁のような意味合いを持たせて職員配置をし、どこに行っても現地解決型の窓口業務があり、住民へのサービスは低下しない、不便をかけないということであれば、住民には差し支えはないだろう。今は、自分の町の枠を考えてしまうが、10年、20年後、今の若い人が育ったら自分の町といったら全体を意味し、全体を考えるようになる。次に、分庁という表現ではなく、本庁2支所、ただし、今のところは本庁といっても、本庁機能の一部を収められる既存の建物へ持ってくることで、それも本庁できちとした機能ができるまでの間とする考え方でなくてはならない。次に、特に産業の面で3町それぞれ特色があり、産業振興をきちっと図れるような機能をまとめることが必要である。次に、養父方式のようにすべきで、支所になっても分庁的な機能を果たし、産業の特徴を活かし、住民が安心して暮らせるまちづくりのため3町が一つになっていけるような方式が望ましい。暫定的なものとなってしまうが、暫定的なものが十分な機能を果たす方式とすべきである。次に、産業面でも確かに、この矢田川の上流、下流とかいろいろ地域の特色はあるが、新しい出発ということから、産業も全部一つにし本庁で全部賄い、住民解決型の支所方式とすべきでないか。あまり館をたくさんにすると管理が大変であり、町が一つになるという意味で、本庁一本にして、サービスのものは支所方式で住民の不安を取り除く現地解決型とすべきである。次に、本庁支所方式とする中で、3町のいろいろな産業の特色が生かされるまちづくり、平等に光輝けるような町にしていくべきである。次に、養父方式が良いのではないか。本庁一本で、そして支所の機能そして必要であれば分庁的な施設を設ければよいのではないか。次に、本庁と2つの支所で、その中に分庁的な機能も持たせて運用すべきであり、新しいまちづくりの理念に基づいて行うべきである。合併の経費節減という立場から考えても、一遍に新しい本庁の庁舎を建てるというようなことはやめた方がよい。次に、香住町においては、庁舎を移転せざるを得ない状況に置かれており、できるだけ無駄のないスリムな効率のいいものを建てなければならない。町の総合計画での実施計画の下で財政的な裏付けを模しながら取り組んでいることを御理解いただきたい。以上が前回の全体会で出ました意見のおおよそのまとめとさせていただきます。

それで、先程、委員長の方から御紹介がありましたように、一遍視察をしてはどうかという御意見の中で、視察をするようなことをこの場で申し上げておりましたが、日程的にどうしても調整がつかないということで、事務局で、ある程度情報を収集しております。

その概要について、本日、一枚もののペーパーをお渡ししておりますが、それに基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。京丹後市につきましては、今年の4月に誕生するわけでございますけれども、6町が合併することになっております。その中で、この6町はいずれも支所という位置付けをされておりますけれども、本庁機能の一部を3町に配置される言わば、分庁的な業務、執行体制がとられております。例えば峰山庁舎でございますが、ここでは企画政策部、総務部、保健福祉部、医療事業部、議会事務局等がございまして、一応、峰山が本庁という捉え方をしておられます。なお、大宮庁舎、網野庁舎にもそれぞれ本庁機能の一部、大宮には農林部、生活環境部、教育委員会、網野には建設部、商工観光水産部、上下水道部、情報センターなどが配置されることになっております。なお、他の丹後、弥栄、久美浜の内、丹後町には海を抱えておりますので、水産課が配置されることになっておりますし、久美浜町庁舎には農業委員会が配置されるということになっております。それで、6町すべてに支所機能ということを申し上げましたが、その支所機能には地域総務課、地域福祉課、地域事業課ということで、3課で右の方に書いております住民に直接関わりの深い事業について、各支所に対応するというところでございます。その裏の方ちょっとご覧いただきたいと思うのですが、上の方に各町間の距離を書いておりますけれども、峰山が本庁ということで本庁機能の一部を分散しております網野までが8 Km、それから大宮までが6 Kmということで、比較的近距離の中での分庁的な業務執行体制という考え方ができるのではないかというふうに思っております。また、元の1ページに戻りますけど、支所に本庁機能の一部を置くことにいたしておりますけれども、例規上の明示は具体的にはしておられません。要するに条例ですとか、規則ですとか、要綱ですとかそういったものに特別な定めをしてるということはないようであります。なお、業務の部門の部長の席でございますけれども、部長以下すべてが本庁機能を配置する支所の方に一応行くという考え方で、部長が本庁に残るといような考え方は無いようでございます。なお、部長の上部決裁といたしましては、直接、助役、市長ということになります。支所長の位置づけでございますけれども、部長級の職の職員を配置する考え方でございまして、要するに市民局、福祉課、地域振興協議会等の事務局を預かる命令系統のトップが支所長ということで部長級がおられるということになっております。課題といたしましては、分庁を少なくとも3つの町に、本庁機能が分散配置されますので、その間の不便性を解消する意味で本庁間は電子決裁を導入されることが現在考えておられるようでございます。京丹後市の関係につきましては、大体、以上でございますけれども、その他、これまで養父市ですとか、東かがわ市のいろんな例を資料ということでつけさせていただいておりますけれども、例えば、支所に部を置く場合に例規上どうかということになりますと、養父市、東かがわ市におきましても、特に明記したものはございません。それから、部長の席の配置ですけれども、これにつきましては、京丹後市と同じように養父市、東かがわ市におきましても部長以下全部が支所に配置されるということになっております。それから、支所長の位置づけでございますけど、これも京丹後市と同じように養父市、東か

がわ市の場合は、部長級が配置されます。失礼いたしました。東かがわ市は課長級ということになっております。これは主に窓口センター的な業務を執行するという事で課長級が配置されております。それから、課題等で先程、京丹後市の例を申し上げましたが、養父市においても、支所の部と本庁間は電子決裁が検討中でございますけれども、当分の間は、従来の文書決裁で進めていくという考えのようでございます。この養父市の場合も前回の資料で御案内させてもらいましたけれども、本庁と養父の間の距離が3.5キロということで比較的距離の短い中での分庁機能の業務を執行するという事になっております。なお、東かがわ市につきましては、現在のところ一日2回の決裁文書を配送する形で決裁していくという考え方でございます。なお、東かがわ市で条例上、事務所をどういうふうに位置づけておるかとお申しますと、まず、本所につきましては東かがわ市の港1847番地の1ということで、これはどこでも同じように本庁の事務所たる所の住所、地番を定めております。それから、支所、出張所の関係でございますけれども、これも設置条例の中で謳っております、それぞれ、東かがわ市の引田支所、大内支所という形の中で住所、地番が謳われております。なお、自治法上ではそれぞれ支所の区域を、所管区域を定める旨あるわけでございますけれども、東かがわ市においては、比較的3町間の距離が近距離というような地理的状況の中で、あえて区分け、所管区域を分けるということについては、返って住民に支障をきたすということで、所管区域は定めておりません。それから、篠山市の例の関係につきましては、支所の設置条例の中で名称と位置、さらに地方自治上定めております所管区域を入れたものを法制化して整備をされております。大体以上が前回の委員さんの発言内容と先進地の3市の状況のご説明とさせていただきます。

○藤原委員長 はい。ありがとうございました。今、事務局から説明しましたことにつきましてご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。

特にございませんか、それではまた、協議の中でお気づきの点がありましたら、質問も含めてご発言いただければ結構ですので、進めさせていただきます。最初、御了解いただきましたように、今日はこれらを踏まえて、今までのご意見を参考にしながら、支所のあり方、それから分庁方式導入の回答も含めた総括的なまとめをしたいと思っております。ひとつお断りしたいんですが、委員の皆さん方全部、今までに御意見を、御発言を再々いただいておりますが、実は私は委員として発言をしておりません。もし、御了解いただければ総括的な意見交換の中で、最初に私の意見を言わせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、暫時休憩し、議長を交代していただいて委員として発言をさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○谷淵副委員長 それでは会議を再開いたします。藤原委員。

○藤原委員 既にいろいろと御意見が出ておりますので、それらも踏まえて簡単に委員として私の考えを発言したいと思えます。支所のあり方につきましては、既に皆さん方ほとんど共通のご意見と申しますように、私もこの3町は広い地域に分散をしておりますし、また、地域ごとの特色ある発展を図っていくというふうなことが必要な地域ですので、第一に行政サービスの維持を図る、住民サービスの低下を引き出さないということ、しかし、それは合併の目的であります効率化を阻害しないという両者の接点で考えるべきではないかというふうに思えます。そういう観点から、やはり現地解決型の業務を極力、各支所において、職員も事務局の案で出ておりますような、相応の人員を配置し、支所長もそれなりの権限を与えるというふうな形で対応していくことが必要ではないかというふうに考えます。そのことが合併の効率化を阻害するではないかというふうなご意見もありますが、現実問題この3町の場合、前の資料にもありますように、10年間で57名の定年退職者がある。公務員の場合、一斉首切りということが出来ないという状況の中では、まず、その定年退職者を最小限の補充にとどめて、その差を職員縮減を図るとするのが大前提になりますので、例えば約60名の10年間の退職者の3分の1だけ補充して3分の2は削減するとしても40名、10年間40名ですから1年平均すれば、4～5名ということになりますと、この現地にある程度の職員を配置するというような方法をとっても、そのことは充分対応できるということになりますので、住民サービスの低下をきたさないということとの兼ね合いの中では、ある程度、支所に職員を配置をして対応をするという体制をとることが必要ではないかというふうに考えます。それから分庁方式導入の問題ですが、現地解決型体制の同じように、出来るだけ地域に関係のある行政は、地域で行うというふうな観点から進めるべきだというふうに考えます。そういう形で見えていきますと、すでにご意見にもありましたように 特に産業分野において、この3町は非常に地域の特色が顕著に表れております。南側いわゆる山側の地域では、農業・農林業・畜産業というのが集中をしておりますし、北側、海側の地域では水産業が主産業になっているというような状況にあります。従いまして、具体的には、農林関係の業務は山側の庁舎で行う、本庁機能について山側の方で行う。水産関係の業務は、行政は海側の方で行う。2万3千の町ですから、組織的には産業部というふうなことになると思えますので、今までの分庁方式の事例というのは、ある部は全部他の庁舎に行くというふうな形をとっておりますけれども、私は、例えば産業部として、農林課、水産課、もう一つは商工と観光という部分がありますが、商工と観光は全町的に共通したもんですから、商工・観光課というのが1つあって、3つの課があるとするなら、農林課は山側の庁舎に置く、水産課は海側の方におく、どちらが本庁になるか本庁になった方に観光商工は置くというふうな形で、部全部を持っていくのではなくて、部長は本庁におって分けるというふうな形が現実的ではないかなあと、そうなりますと部の一体性という点で非常に運営の難しさがありますから、特別に本庁に部長を置いて、分庁にあたる部分には次長級を配置をして、そこでその担当する業務についての部長を代行できるような権限を与えるということによって、対応できるんじゃないか、若

干、組織運営上の問題はありますけれども、現地対応をしたきめ細かな行政の展開を行うという観点で考えれば、そういう方法を取り入れるということも必要ではないかというふうに考えます。こういうずっとやるんかどうかというのは、これはその時点時点での首長さんなり、住民の皆さんが判断されることです。初めから、恒常的な対応か、暫定的な対応かということを決めることはないと思います。けれども、とりあえず 3 町合併の段階においては、そういう方法をとって、大きな変化のないような形で、地域の特色ある振興を図っていくというふうな体制をとることが必要ではないかなあと考えております。後の問題につきましては、概ね、それぞれの意見等は変わりませんが、基本的に、このような考えをもっておりますのでまたご参考にして、ご意見をいただければありがたいと思います。私の意見を発表させていただきます。ありがとうございました。

○谷淵副委員長 只今、藤原委員が委員としての思いを申し上げます。ですので、議長、藤原委員が発言をしましたので、議長を交代しまして、また藤原委員の方へ議長を戻したいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○藤原委員長 議長職に戻りますので、よろしく願いいたします。それでは、現地解決型の支所体制について、どういう形をとるか、細かなことを決める必要はないと思います。大まかな、委員の皆さんの共通の考え方にまとめていきたいと思っておりますので、まず、現地解決型の支所のあり方から、ご意見をいただきたいと思っております。今までの、流れからいきますと、概ね共通したご意見のようでございますので、それらを前提にして、例えば、業務についてとか、人員配置、権限等について、細かなことは別にして、概ね、こういう方向がいいのではないかというふうなことのご意見も合わせていただければ、ありがたいなあと思っております。なお、今、一応、本庁と支所というふうに言っておりますが、他の先進例と合わせ、その読み方なども含めて、ご意見がありましたら、いただければありがたいなあと思っております。

板坂委員。

○板坂委員 村岡の板坂でございます。私は以前にも申し上げたことがあるのではなからうかというふうに記憶をいたしておるわけですが、本庁、分庁、支所とかいうことではなしに、仮にですね、養父郡の例で言えば、地域局というような呼び名で、A地域局、B地域局、C地域局というふうな、皆さん方が仮に、支所のところになろうとも、分庁のところになろうとも、本庁になろうとも、地域局というような呼び名で、言っておればその該当地域の住民の皆さん方、どなたがお聞きになっても1番どうでしょうか、抵抗なく受け止めていただけるではなからうかということを思いますので、この前も、私は申し上げたと思っておりますけども、改めてそのように何とか、呼び名を変えていただけたらなあというふうな考えで、意見として述べさせていただきます。

○藤原委員長 板坂委員のご意見もございますので、そういう点も踏まえて、あまり支所問題、分庁問題と分けて議論を議事として分けず、議論をといるのを思っておりませんけれども、できればまず、支所問題からある程度、ご意見を述べていただいた意見集約をしていきたいなあと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。支所の問題については、現地解決型の支所として大体のご意見の共通点があると思ひますので、いわゆる分庁方式の導入の件も含めて、ご意見をいただきたく思ひます。そのなかからまた、私の方で整理はさせていただきますので、よろしくお願ひします。分庁方式の問題につきましては、御承知のように、前の3回までの間で、若干ニュアンスの違つたご意見がありました。本日は、それらを共通点を見出して、一つにまとめていきたいなあというふうに思ひますので、よろしくご審議の方お願ひします。

○中村(治)委員 美方町の中村です。2点ほど確認と申しますか、勉強不足で大変申し訳ないんですけども、教えていただきたいと思ひますんですけども、篠山のたいてい事務所、もしくは庁舎の位置を定める条例と、いわゆる支所設置条例と2本立てになると思ひますんですけども、この篠山の条例の中で、地方自治法上定めた所管区域というものを設けている条例上設定しているわけですけども、東かがわ市の場合には定めておりません。これ、必置ということになるのかどうか条例制定する上で、その辺の確認をお願ひしたい、と申しますのは、例えば、支所の中に分庁機能を有するということになる、所管区域を限定するということは好ましくないというふうに思ひますので、その辺の確認を一つしていただきたいのと、先程、委員長の発言の中に、支所を設置するとした場合、部制を敷くとした場合、次長の所管を支所に置くと、いわゆる、支所長の権限は次長級の権限とするといことですけども、支所長の所管につきましては部制を敷く場合には、仮に部制を敷く場合には、部長でも課長でも好ましくない、私も思ひうわけでございますけれども、次長で適当かなあと思ひますんですけども、その場合、本庁に次長を置くというのはいかかなものかなあという思ひがするんですけども、その辺の確認をさせていただきますたいと思ひます。

○藤原委員長 それでは、先に事務局から答弁をお願ひします。

○藤原事務局長 はい。はっきりと六法を見てお答えすればいいんですけども、今承知いたしておりますのは、地方自治法の155条の中で地域を定めるといふような書き方になっているという理解をさしていただいております。

○藤原委員長 その点はよろしいでしょうか。

○中村(治)委員 そうすると、分庁機能を支所にもたせる場合、これ所管区域地域を限定するということになると、おかしいことになりはしないかと思ひがするわけですけども、

次回で結構ですので、その辺の確認を、私も勉強しておきますのでお願したいと思います。

○藤原委員長 2番目の私に対する質問。ちょっと本当は議長を交代しないといけないんですけど、お許しをいただいて、このまま考え方を説明させていただきたいと思います。細かな問題ですが、支所長は相当の職で、次長級、結局、位から言って部長級、次長級ということで、支所長はやっぱり職名は支所長なんですね、本庁の次長というのは、いわゆる次長級で、職名は次長と、だから次長と次長がおるというふうなことではないということですから、一般の役場にしろ、他の官庁にしろ、そういうふうな、いわゆる職員の位と権限というのは少し違いますので、齟齬がきたさないんではないかなあというふうには、私は思っているんですけど。

中村委員。

○中村(治)委員 私が申しましたのは、端的に申しますと、本庁にも部長制を敷いた場合、次長を置くのかどうかということなんです。

○藤原委員長 ちょっとここまで、込み入った話は、本当は私がここまでいう必要がない議論なんですけど、私が今、言いましたのは、本庁はそんな効率化によって次長制を置く必要がない2万3千には、ただ、この例の場合、産業部門については、2つに分かれますので、特別に次長というポストを置いて、いわゆる分庁側の責任者という格好にやるべきではないか、まさに例外的な職制ということでございます。よろしいでしょうか。

中村(治)委員 はい。ありがとうございます。

藤原委員長 どうぞ。岩槻委員。

○岩槻委員 前回のまとめを朗読されましてですね、その中に意見がある程度、考え方としては出尽くしているのかなあという感じを受けるわけでございます。そこで、私は当初から分庁という中で、私もずいぶん質問もありまして、本庁を、どこを考えて言っておるのだと、こう御指摘も受けるわけですが、本庁がどこどこではなくて、私が言うと、まあなんかもう既に予想をして言っておるのかという御指摘も受けるんですが、分庁と申しますと、どうもなんか、本庁対分庁という1つの行政機構の中で、形が1本化にならないかと、権能をどこまで持たせるのかというような指摘も、受けるわけです。そういった中で、京丹後の例、あるいは養父市の例、こういうところを見ますと、地域局とかですね、あるいは市民局とか、その中に本部機能を持たせるとか、こういう形になっておるわけございまして、やはり今、委員長さんがおっしゃっているまとめをしないではいけませんから、皆さんの意見は根底的には現地解決型と、こういう3町が一緒

になる長い面積、あるいはまた、産業的にも変わったところがあると、というようなことは、出尽くしておるように思うわけでございまして、ですから1番この中で理解が得られるというのは現地解決型ですが、その現地解決型の呼び名を分庁にするのかということですけども、この間の出ている中身を見ると、地域局になるのか、そういうことだなあと、支所といいながらも、そういう名称をつけて、そこに本部機能、今、委員長さんといいましょうか、香住町長さんのお立場で、産業がこう違えば、そういうところは部制の中で機能を持っていくというような御定義もございましたが、それも大いに、やっぱり考えなくては、ならない面だなあとというようなことを思うわけです。私は、産業的にはそういうことが言われるんですが、健康福祉とそういうものはどうかあと言うところもですね、実は地域局になるのか、そういう中に本部機能を持たせる場合、何部と何部の中の何々がそういう地域局でしょうか、まあ養父方式、そういうものを持っていくのかということ、考えられるのではないかと、今言う、ただ、産業部の中身ではなくてですね、他に民生部になるでしょうか、そういう中にも、そういう機能を持たせる地域局といいましょうか、そういうところに大事ではないかなあと言うようなことを意見として申し上げるところであります。

○藤原委員長 ありがとうございます。他にどんどんご意見をお願いしたいと思います。事務局から、先程、中村委員の質問に対して少し補足説明をしたいようですから、発言を許します。

○藤原事務局長 地方自治法の第155条の第2項ではっきりと謳ってございますが、支所、もしくは出張所の位置、名称、および所管区域は条例でそれを定めなければならないということになっております。ただ、東かがわの場合、先程、若干、ご説明をさせていただきましたが、比較的狭い区域の中での3町が一緒になった市ということで、あえて所管区域は、設けてないということを聞いておりまして、その設けてないということが法に触れているのか、触れてないかということの確認のところまではっておりません。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。どうぞご意見をお願いします

○上田(孝)委員 香住の上田です。今、村岡の町長が言われたように、基本的な考え方というのは大方の皆さんがですね、今までの意見を聞いている範囲では、近いんじゃないかなあというふうに思っております。私自身も、今、村岡の町長が言われたような考え方でまとめ上げればいいなあと、ただ1点、先程、うちの藤原町長が産業部門ということですけども、それに加えて村岡町長は福祉部門と、このような意見であります。原則的には変わっていないと、ですから、今日これからの協議というのは、まず、方式をこうするのかということ、1つのたたき台にして、じゃあ分庁方式にするんだったら、その分庁と

いうのか、地域局には藤原町長が言われたような、産業部門、それからまた、村岡の町長が言われたような福祉部門、こういうものをその地域局に貼り付けるのかというような話の展開をされた方ですね、私はこれからの話は進めやすいのではないかと考えておりますので、意見として申し上げておきたいと思えます。以上です。

○藤原委員長 今、上田委員から御提言ありましたようなことも含めて、考慮して御発言をいただければありがたいと思えます。

○上田（節）委員 美方町の上田でございます。第3回新町の事務所の位置等検討小委員会におきましても、前回の合併協議会におきましても、ほとんどの意見で現地解決型の支所と申しますか、地域局と申しますか、そういう方法でやっていくことについては、異議がなかったように思っておるわけでございます。そういう中で、先日の合併協議会の意見の中でも、養父方式が相当皆さんの理解を得られておるように考えておるわけでございます。いろいろ考えてみますと、分庁方式をやるのか、総合支所で支所を1本でやるのか、これが恐らく議論的になるかと思うんですが、私は前にも申し上げておりますように、養父方式のような形をとって、どういう業務を総合支所に持っていくか、云々につきましては、これは今後検討するといたしましても、その方式をまず決めることが、大事ではないかと思っておるわけでございますが、方式を決定するのに、まず本庁を造るとすれば、本庁の位置とかそういうものいかによって、やっぱり方式も変わってくるような感じがしております、非常に頭の中も混乱した状態になっております。そういう中で前回から養父方式を主張しておるわけでございまして、やっぱり、ある時期までは、現在使えるような施設をなんとか使っていった本庁を決めていくということが大事であろうかなあと思ったりもしております。総合支所方式で、現地解決ができれば、今もやっぱり別に分庁でなくても、その方法はいろいろあるかと思えますが、最初、主張した養父方式を私は今でも主張していきたいなあという感じがしておるわけです。以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。

○朝倉委員 美方町の朝倉です。いろいろご意見をお伺いさしていただきまして、ほとんどのご意見は同じような部分で、後は細かいことだなあと思うんですけど、1点、上田委員もおっしゃられたことかもしれないんですけども、どこに本庁が来るかによってイメージが全然ガラッと変わってくる僕の頭の中なんですけども、変わってきまして、例えば美方町に来るんであれば、小さな本庁で、支所の機能は大きなものにしなければいけないような気がしますし、それによって全然こう考え方が変わってくると思うんです。そこまでの議論にもまだ継続で庁舎機能のあり方となっていますけれども、本来、どこが本庁になるのかということ、もうそろそろ考えていかないと、どうも頭の整理が、きちっとした、

どこがどういう機能を持つかという部分が出てこない、私は出てこないようになっているんですけど、意見です。

○藤原委員長 議長として、議事進行をしている立場から、お答えしたいと思います。おっしゃるとおり、きちっと細かなところまで決めれる話ではない、従いまして、最終的に本庁や、いわゆる支所といいますか、そういう場所が決まった段階において、細かな点についての確定というのはしなくてはならないと思いますけど、今の段階では、大きな方式で合意をしておくというふうな考え方で進めております。それも今、朝倉委員がご指摘のように、その前段ばかりならだと、ちょっと表現がおかしいですが、何回も議論をすることは必要はないと思いますので、冒頭申しましたように、今日まとめをしたいというふうに思っております、それは細かな各論まで決めるのではなくて、少なくとも分庁方式については、前回までのまとめの中で大きく3つの考えかたに分かれておりましたので、これを少しお互いの意見交換の中で、どれにまとめていったらいいかという観点から、ご意見をいただけたらなあというふうなことで考えております。従いまして、例示としていろいろと各論の話は出していただいても、その例示を全て決めるということではありませんので、ご理解をいただきながら、ご議論をいただきたいと思います。

○谷淵委員 先程から、委員の皆さん方がお話になっている、大体方向付けは決まりつつはあると思うんですが、本庁は機能のあり方ですので、本庁の位置のあり方は後にしまして、機能のあり方をいわゆる分庁方式なのか、あるいは地域局なのかというふうなところ辺で結論を出すべきではなかろうかなあ、そしてまた、その地域局にしても、あるいは分庁にしても、そこに本庁の機能の一部を持ってきてやるべきであろうというふうに考えております。ただもう1点、ちょっと論外になるかもわかりませんが、先般の小委員会で現地解決型の人員が発表されておりました。私はあれを見て、もっと真剣に現地解決型というものを考えるべきである、ただあれを見た場合、どちらかといえば、現在の職員を合併にしてお断りすることはいかなので、というふうな甘い考え方が出ているような気がいたします。嘱託職員、臨時職員等できるだけ廃止して、そして本庁の職員が意識改革を行って、やっぱり合併には毅然たる態度でやっていただきたいということをお願いいたします、私のご意見といたします。

○藤原委員長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。いろいろなご意見をいただきながらまとめをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○井上源一委員 私はみなさんとちょっと立場が違うわけですが、やはり今回の合併については、やはり合併をなぜしなくてはいけないのかということ、まず、それを根底において、本所、支所機能になるのか、地域局になるのかにしてみても、ひょっとすれば部長

制を引くのかというふうなことまで出ております。だからやっぱりその辺、本当に今の3町の行政を、これからしっかりと行政をつくっていこうとすれば、町民も痛みを感じながら、お互いに執行される皆さんにしてみても、それぞれの痛みを感じていただかなかつたらいけない、これが1番この合併の本来の、本当の目的だと思います。そういった点、やはりそうすると呼称は支所になっても、地域局になってもですね、本当にそれが町民のために福祉に繋がっていくのかということ、まず、これを頭の中に置きながら議論をしていかなかったら、だめじゃないかなあというふうに思われます。そういった点、やはり、人口的に見てもですね、この3町の人口を見ていたら部長制を引くというふうな、そういうふうなことまで必要があるのかどうか、まして負担がますます重くなっていく、合併をすることによって、負担が重くなってサービスが低下していくというようなこと。皆さんそういうような想像がすぐつくのではなからうかというふうに思われます。そういったことで、この原点を大事にしながら、少しでもやはり町民に負担をかけないような形の中で、3町がしっかりとスクラムを組んで次の世代に受け継げるような、新しいまちづくりという方向で進んでいただくということが1番大事な今の時点だと思いますので、しっかりとよろしくをお願いします。

○藤原委員長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。
本城委員。

○本城委員 美方町の本城です。ちょっと確認をしておきたいんですが、1月24日の第1回の委員会の時にいただいた資料ですね、それにいわゆる部署、管理部門の業務、そしてその他の部門の業務、管理部門、その他の部門のうち現地解決の業務となっていますね、この現地解決型の業務というものを今までずっと議論してきた現地解決型をしなきゃいかんというものに、これが当てはまるというふうに理解をしていいのかどうか、と申しますのは、ここに掲げてあるような事柄がみな、現地解決型として行えるなら、かなりな人員配置が必要であろうというような思いがするわけです。先程、谷淵委員の方からは、前回ですか、示されたいわゆる支所機能なんかの人員配置が少し甘いんじゃないかというふうに発言がありました、私は甘いのか辛いのかその点についてはわかりませんが、しかし、ここに示されておる業務をみな現地解決型としてやっていくなれば、私は場合によつたら、もっと人員をいるんじゃないかなあというふうな思いがするんですけど、その点確認をしたいと思います。

○藤原委員長 事務局、答弁をよろしくをお願いします。その例示されておる業務が現地解決型業務としてすべて必要なものであるかどうか、それに対処する人員として、前回示した人員が妥当ものかどうか、その2点について答弁をお願いします。

○藤原事務局長 第1回の際に具体的に管理部門の業務、その他の部門の業務それから管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務ということで、業務の内容についてはお示しをさせていただきました。その上で、じゃあ一体、この業務にどのぐらいの人数が必要だろうということで、各町の事業ボリューム、一つの事業にしましてもやはりそのボリュームによって職員が1人でよいのか、2人でよいのかということも変わってくることを想定しまして、現在の3町における人数を前回お示しさせていただいたということでございます。なお、これでコンクリート化されたということになりますと、多少語弊があるかと思いますが、3町のそれぞれ人事担当等とも協議をしながら、業務に対する数を調整いたしております。ただ、今後協議が進む中で、これまでの思いと多少変わるところがあれば、人数につきましても弾力的といいますか、移動は当然考えていかなければならないかなあと理解をさせていただいております。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。今日の私のまとめとしては、事務局からこういう形の現地解決型業務とするなら、これ位の人員が必要だというふうな案がありますから、大体そういう線で良からうという判断か、もう少し縮小してもいいというんか、もっともっと広げるべきかというふうなこと、おおよその方向を合意をしたいなあというふうに思っております。他の問題も含めて、朝倉委員が言われましたように、最終的な問題は場所によって違ってきますけども、おおよそはこういうような形というふうな全貌を全員で合意をして、この庁舎の機能についての第1段階をまとめるというふうな格好に持っていきたいなあという気持ちを思っております。もし、そういうふうな方向でご協力いただければ、そんな観点からのご発言もいただけたらありがたいと思います。

岩槻委員。

○岩槻委員 今、本城委員さんから御指敵がございましたが、実は3回目の時に事務局が資料を出しているんですね、私の町ですと臨時職を除いて、82名と出ておるんですが、ところが現地解決型ですと45から55と、では最高の55を引いてみますと、もう25人。そういうことが本庁舎にですという、これは理論的な論議になるんですが、そういうことになるわけでして、果たして今、本城委員さんがおっしゃるような、これがもうこのとおりかということになると、まだまだですね、実際、事業のボリュームとか、局長が言っておるようなあれも出てくると思いますが、やっぱり現時点でこう踏むとすれば、ならざるを得ないと、私どもは理解しておるもんですから、確かにおっしゃるような、まだこのとおりかと言われると、なり得ないという部分もあると言うようなことも思いますんで、ちょっと付言するわけでございますが。

○藤原委員長 必ずしも人数が何十何人というそんなもんはやっぱり、これからのことですから、私が言いましたことは、もう一度ご理解いただきたいと思いますが、要は小さな

組織とするんか、この程度といたしますか、まあ大きな人数の支所にするんか、もちろん人数が先にあるわけではありませんけれども、業務を置いて、それにふさわしい人員配置をするとすると、その後、事務的にそれぞれの町で積み上げてもらった数字は大体こんな数字になると、これは一つの目安にして、おおよそこういう方向で行くかもっと減らすべきかというふうなご議論をいただければ、人数何人が妥当だというふうなことは、これから先の議論だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○本城委員 美方の本城です。誤解をしていただいては困るんですが、私は人が多いとか少ないとかということを行っているのではなくて、ここに出ておる現地解決型の業務そのものがこういうふうに行っていくんですか、ということを行っているわけなんです。ここに出ておる、例えば、道路橋梁の維持補修であるとか、それから用地交渉、そして砂防河川の改良というふうなもの、こういうふうなものはすべて支所機能であり、あるいは地域局の機能であり、そういうところでやっていくんですかということを確認しているわけなんです。そういうふうなことをやろうとすれば、従って、それなりの人員もいるであろうし、そして、もう一つ言い方を変えれば、ここに書いてあるようなことが、現地解決型で行っていくならば、そう大した不便はないんじゃないかなあということも考えられるわけなんです。ですから、分庁であるとか支所であるとかというような表現はとにかくさしておいてですね、そう大きなことを考える必要がないのではないかという思ひがするんです。

○藤原委員長 その辺を踏まえて、事務局の考え方を説明して下さい。

○藤原事務局長 この業務の内容につきましては、先程委員長も申されましたが、各町の担当と事務局で調整する中で、1つの検討の目安といたしますか、現時点の検討の目安として現地解決型の支所にするには、こういった業務を支所で行わなければいけないのかということ協議して、お示しをさせていただいております。従いまして、この小委員会の中で、むしろ、これは本庁といたしますか、支所でなくてもいいんじゃないかと言うような業務があるとすれば、最終的にはそのあたりの意見も参考にさせていただきながら、調整をさせていただくことになろうかというふうに考えております。いかに現地で、住民の皆さんに不便を来たさないために、どの程度まで現地でやるかということの一つの目安として、お示しさせていただいてる資料であるかというふうに考えております。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。私の理解は、いわゆる最大限といたしますか、現地解決型、住民のみなさんの、先程の事務局が言っておりましたような不便を感じないように、最大限考えられる業務内容と、それに対処する人員配置ということ考えたとき、大体こんな格好になりますというのが、事務局の案だというふうに理解しております。従って、そういう方向を取るか、いやいや、そこまでしなくても7、8割がたの現地解決型でい

いんだというかその辺のところは、まさに我々、この委員会で判断することだというふう
に思っております、事務局はその物差しとして、大体こうなりますという一つの例示と
して提案をしているというふうにご理解をしていただいた方がいいと思います。

本城委員。

○本城委員 たびたび申し訳ないんですが、私が申し上げたいのは、こういうふう
に示していただいた現地解決型というものが、皆さんこういう事をやるんなら、
現地解決型支所でもいいんじゃないかというふうに、傾いていく過程の中
です、じゃあ、現地解決型で、そして本所と支所がいこうやというふう
になったら、その後です、ここにはこういうふうに示してありますが、
これも本所です、あれも本所ですというふうなことをやられたときは、
現地解決型とはどういうことなのかということが出てきはしないかと、
現地解決型と一口に言っていますけれども、いろんな幅があると思うん
ですよ、じゃあ、どこからどこまでが現地解決型になれば、住民
に対してのサービスが低下しないとは言わないけれども、低下する
部分がある程度食い止められるかということが、1番問題だろう
と思うんです。ですから、そのことをお聞きしてるわけなんです。

○藤原委員長 ちょっとまた、議長の立場を超えるかもしれませんが、従いまして、
一つの細かい部分については、一つぐらい右と左に変えることがあり得る
かもしれませんが、大筋として最大の現地解決型体制ということになれば、
事務局で3町の現状を見ながらと考えるなら、こういうことになる。
従いまして、皆さん方には、こういう方向でいこうやというふう
にまとめていただくか、いやいやもう少し本庁に吸収することもあ
ってもいいんじゃないかというふうな、これとこれとはじゃなくて、
その程度をです、決めていただければありがたいなというふう
に思います。後は、朝倉委員が言われますように、具体的に場所
が決まった段階において、その範囲内においての調整というのが
当然やらなくてはならない問題だというふうに思っておりますので、
そういう観点から、大いにこの線でやるべしというんか、いや、
もうちょっとあれだと言うふうになるのか、ご意見をいただ
ければ、まとめ役としてはありがたいというふうに思います。

谷淵委員。

○谷淵委員 私は現地解決型とこのように書いてあれば、ほとんど90%以上は
本庁の機能というものは、私は、ただ管理部門だけだと考えます。
これだけあれば、その辺のところを見直しをして、本庁の機能
というものをどうあるべきかということを考えたら、この
現地解決型の中でも、やはり詳細にあたっては、本庁に持
っていかなきゃいけない部分もあると思うので、その
辺を考えて、少し多いのではないかという意見も言
いましたし、それから、もう1点は、公務員の皆さん
方の中でのというのは、えらい失礼ですけど、本
当に、今、公務員の資質が問われてみたり、ある
いは業務能力が問われてみたりする中で、私は合
併

という面から見れば、厳しさを植え付けて、そして意識改革をしなかったら、現地解決型を持ってきたら、まだまだ人をくださいという意見が出れへんかという気がするんです。その辺でやっぱり、厳しさを理解してもらわなかったら、私は、だめだというふうに思いますので意見を申し上げたわけです。

○藤原委員長 ありがとうございます。今も言われておりますが、ちょっとずつ、大体の方向を絞っていただければありがたいと思いますが、今、現地解決型の程度のご意見だったと思います。それと合わせて、先程からのいわゆる分庁方式といいますか、本庁機能がある程度分散するか、どうかということについても、おおよその方向については、ご意見のように、大体同じような方向だと思しますので、若干それらの関連したことについての御意見がありましたら、御発言をいただき、その上で少し休憩を取らしていただいて、大体のまとめをしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○柴崎委員 香住の柴崎でございます。私なりになかなか頭の中整理出来ないものですから、どうまとめていったらいいのかというのが、正直なところではありますが、細かい所管のことにつまましてはでね、私は、幸か不幸か京丹後にしましても、養父にしましてもその先進地がやがて実例を示してくれるわけです。例えば、養父は養父なりにやったことが果たして住民にとって良かったのかと、合併というものが十分、目的を果たしながら地域住民にとってもいいのかというような、そういう具体的な実例がですね実際に行なわれるわけですし、京丹後においてもそうだろうと思います。そういうふうな、思考錯誤ということが、当然出てくるわけですし、幸いに我々はそういったことが学習できる、よそさんのことが学習できるという位置にあるわけですから、最後の問題についてはですね、それも参考にしながら、最終的な決定をすればいいんじゃないかと思ひます。それぞれこれからまちづくりの問題議論するわけですが、3町の中ですね、それぞれその町が担うべき役割をですね、恐らく町長さんを始めとして、議会委員の皆さんも、幹部の皆さんもこういう町でありたいなというものがまちづくりの中で、出て来るわけですが、そういうふうな、力点をおきたい部分についてはそれなりにですね、課のここここは私の町で力いっぱいやりたい、福祉の問題はここだ、あるいは教育委員会についてはいろんな施設があるからここだというふうな、そういう特色がですね、これから、やがて出て来るだろうというふうに思ひます。それをベースにして、機能分担をしていけばいいなあとというふうに思ひます。ですからここですべて、機能も細かい部分もやるというのは非常に難しいなというところが、正直のところですが、3町のリーダーの皆さんがこういうふうになりたいと、おっしゃることを申していただいて、その中にまちづくりというものが出来るわけですから、それにのっかってこういうふうな機能をですね、最終的に振分けしていったらいいというふうに機能については思ひます。

○藤原委員長 ありがとうございます。他に御発言よろしく申し上げます。

○吉田委員 美方の吉田です。私の基本とするところを述べていきたいなあと言うふうには思うんですけど、要するに、基本的に、住民は本庁はどこにあってもいいんじゃないかなあということにならないと、最終的には困ってしまうと、要するに、位置の引き合いになってしまうと、ということは逆に何が必要なのかと住民サイドに立った場合ですね、基本的には窓口業務は絶対必要ですよ、逆に、例えばこれ3町にならなかつたら、例えば今後なるとは思いますけど、証明書発行は香住に行ったら美方町の住民が取れると、いうようになってくるとこのように思います。だから問題は、要はその住民がやはり自分達でもっと言えば、小さいコミュニティも作ったり、そういうふうな創造型行政と僕は思っておるんですけど。そういう行政さえできれば、別に町長がどこにおろうと議会がどこにおろうと政策部がどこにおろうとそんなもん一つも関係ないと私は思っておるんです。そういう中でそういうことが現地解決型に十分入れば、僕はいいと思っておる、現実問題としては、そういう中で逆にそれだったら僕の持論としては、本庁、現地解決型の支所と2支所だということになるわけです。基本的には、でも、最終形態としてはそうなんですけど、先程、冒頭に藤原委員が言った点が、十分考えられますので、そういう意味では暫定的な分庁というものも致し方ないのかなあというふうな思いがしておるわけです。だから、逆に言えば大きな本庁でなくてもいいという発想になってくるとこのように思っております。だから基本的には、本庁のあるところは基本的には管理部門、それと政策部門、それと議会、町長、これで僕はいいと思います。そうすることによって住民はどこに行くのも関係ございません、はっきり言って、僕はそう思います。そういう視点で、だったら分庁的なものを持ってなきゃいかんのかという、財政的な問題もありますし、この地域性もあると、そういうようなことで機能を考えたらいいと思います。だから、僕は常に現地解決型というのは、どこまでをいうんだということをきちんと押さえれば住民はどこに本庁があろうと僕はかまないと、このように僕は思っております。以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。関連したご発言がありますか。はい、岩槻委員。

○岩槻委員 それぞれの町の顔といいましょうか、特色があると思いますね。そこで極くわかりやすい例を出しますと、例えば、私の町で朝15cm雪が降っておれば、除雪に出すと、それも役場の中心地が15cmじゃダメなんです。標高550mのところの集落のところは15cmと時間的なあれから量から違うんです。1回やれば25台のブルドーザーのチャーターをやるんです。1回、前後250万いるんです。そしてですね、豪雪になって、屋根下ろしたら、排雪やります。国道にも落とせば、県道にも落とす、連携とってやらなくてはならない。そのときには65台をチャーターする。650万かかるんです。1回出動したら。その号令をですね、もう4時になる、かけなくてはならない。いろいろ

なことは雪の中に50集落は各谷間に形成しているわけですから、除雪なんかは大変なんですよ。1回やったらいいんじゃないんです。もう2時間すればまた積もる、また出さなくてはならない、いろんなそういう、いろんなケースがあるわけですし、そこで現地解決型ということになれば、確かに今言っておられるようにそういうことがスムーズに指令が誰が出すのかということで、これも勿論自ずと決めてあるわけですから、スムーズに動くわけで、いろんなことがございます。ですから、そういったことを考えると今3つが一緒になるとすれば、理想は本庁1本で、そして支所なら支所それでいいでしょうけど、私は合併した当初というのはいろんな住民も期待も、どういうことになるのかという目で見ておりますし、やはりそれぞれの機能をですね、そういうものをある程度は全部でなくても、行政のシステムということを経久化と言えはそうなくて、やるべきではないかというところで、分庁論申し上げたですけど、養父方式になりますか、京丹後、ああいう機能が最初は大変じゃないかということをお申し上げておるわけですから、どういようでありますけれど、意見として申し上げる次第でございます。

○藤原委員長 他にご意見ございますか。あの時間割を言うわけではないんですけども、およそ7時半ぐらいまでご意見をいただいて、10分ほど休憩し、その後まとめに入りたいというふうに思っておりますので、もしまだ関連したご発言御希望の方は、ご発言をいただきたいなあと思います。

○上田(節)委員 美方町の上田です。この現地解決型につきましては、第2回か3回の時点で住民が本庁に行かなくても、支所なり、地域局といいますか、その部署で問題解決ができるという形にしていこうということは、もう決定された事項だと思っております。ただ、その中で私が言っておりますのは、現地解決型であれば、ほとんどそこで解決できると、しかし、香住町から美方、村岡まで、30km以上の距離があるわけですから、そういう中では、ある程度、朝倉委員も発言しておりました、今までの旧町の境が取れていく、時間がくれば一つになっていくわけですから、その時点までは暫定的に機能を分散させて、対応していく必要があるんじゃないかとこのように考えておまして、養父方式を提出しておるわけですが、ただ養父方式は、経済局、教育委員会とかが、部が全部行くような形で、今方式をとっておるわけですが、決して部が全部行くのがいいのか、それとも先程出ておりますように、その中で次長をつくって課がいくのがいいのか、これについては、やっぱりどれが一番いいのかその方式については、まだこれから検討する必要があると思うんです。しかし、ここでは分庁か本庁方式にするのか、その辺をやっぱり筋道を決める必要があると、このように思っておりますけど、これは私の意見でございます。

○藤原委員長 他にございますか。はい。吉田委員。

○吉田委員 どうも私の疑問解けないので、ちょっと誰に聞いていいのかわからないんですが、別に事務局にふっておるわけではないので、ちょっと、岩槻町長にお聞きしたいなあと思うんですけど、そういう面ではこの京丹後市の中でもですね、課題の中に電子決裁というふうなものが入ってましてですね、分けるとどうも、もっと言えば、拠点が分散してしまって、命令系統がちょっとどうなるのかなあというふうな思いがあって、その辺が分散することによっての弊害がどうもあるような、ちょっとよくわからないんですけども、その辺確かに今、除雪のことを言われておったんですけども、例えば除雪ですとですね、それぞれの、もっと言えば、山側は美方、村岡になると思うんですが、それぞれの場所で、その権限さえ持てば、例えばそのときに人員をようけ配置するとか言うことで十分対応できるのではないかなあと、私自身はちょっと思ってるんですよ。だからそういう部分でどうも分散化傾向になるとそういう点が懸念されるんですけど、その辺がどうもちょっとよくわからないんですけど、ちょっとわかるんですよ、気持ち的に産業的にも分散させねばならんということ言うこともよくわかるんですけど、その辺が疑問があるんで、ちょっと岩槻町長に言っているのかどうかかわらんですけど、お聞きしたいなああと、誰に聞いたらいいのかわからんもんで、別にご指名ではないんですけど、ちょっとその辺疑問、わからないんですけど。

○藤原委員長 岩槻町長、ご指名ですけど、ご意見を。

○岩槻会長 私、電算の方は得意ではないんですが。パソコンですね。命令系統は今おっしゃるとおりだと思います。ただ、例で、実態がこういうもんだと雪をわかりやすく、冬ですし、出したわけですが、私はやっぱり機能を現地解決型を底辺としながら、行政機構の機能を分散といいましょうか、そういうことをわかりやすく言えば、言っておる訳ですが、それは委員長からも冒頭に触れましたように、農林ということになればですね、美方町さんとも共通なあれでございますし、それからですね、いろいろの私の町に例をとりますと、美方町さんとも共通の課題がありますけども、村岡は病院を抱えておると、村岡は高校もあると、それからさらに、村岡高校が去年は22人の定員割れ、今回もどうだと、そうなる先々どういう方向にあるのかと言うことはですね、やはり合併してから十分一つの町としてをお考えはしていただけますけども、今、やっぱりとらえてですね、これを提言の中で生かしておかないといけないというところがあるわけでございますし、しかも、県の行政機関がどういう配置にあるのかなあと、福祉事務所は温泉町にある、保健所は浜坂にある、土木事務所も浜坂になる、そういうような連携の中での長期間の中での連携もやはりどうあるべきか、これは道路が、アクセスが関係することもあるわけでございますから、現状はどうかと考えると、農林とか、わかりやすく言ったりしますが、保健とか、そういうものは機能としてどうあるべきかというところなんかも詮索しながらですね、そういう機能は一極集中でなくても、分散型ですね、そういうところの方がいいで

はないかなあと、私自身はこういうところも思うわけでございまして、農林は勿論でございますが、冒頭に申し上げました、健康福祉とか、そういうものを付言するのはですね、そういうことがある。それと、高校は向こうは養父市になる、そうなるに関宮は南端学区でありながら、私の方に来ておったところがどう行くのかと、今、いろいろのこともやっておるわけですし、村岡病院も香住病院も出来てくる、そうなる機能ということが、今後多いに専門部会等で検討されるでありましょうが、これが上手くいくように、きちっと考えなくてはならないし、これは養父市も考えてくれるでしょうけども、私の町が今ですね、捉らえて指摘もし、しとかなないといけない責務があると、捉えておるもんですから、いろいろな総合支所にといいながらも、京丹後、あるいは養父市方式でしょうか、地域局でそういうところに、そういう機能を果たすことがある方が、今は、そういうことを見通しをつけるのにいいのではないかというようなところを判断して、申し上げておるわけでございますので、吉田議長さんの質問にですねパタッとなかなか私自身がよう答えられないところがあります。

○藤原委員長 よろしいでしょうか。それでは時間も1時間半も経っておりますので、休憩を取りたいと思います。7時45分まで休憩を取らしていただいて、その後はまとめの検討、ご議論をいただくというふうな段取りにしたいと思いますので、よろしく願います。

〔休 憩〕

○藤原委員長 只今から、会議を再開させていただきます。休憩前にいろいろご意見いただきまして、若干御意見の違いもあると思いますけども、おおよそのまとめた形をご説明をし、さらにそれについてのご意見をいただいて、最終的なまとめにしたいなあと思います。まず支所のあり方につきましては、全体として大きな支所、それはこの3町の地域性や特色ある発展を図るというふうな観点から、町民の皆さんの住民サービスが、可能な限り現地で対応できるような対応を図ることが必要ではないか、その一つの目安として、事務局が作っております事務内容、それからおおよその人員配置といいますが、人数というふうなものがあります。従いまして、人数、事務内容については、細かなものについては、もう少し検討の必要がある。特に人員につきましては、多いだけが脳ではなくて最小限度適正な配置、その業務をこなすに必要な人員は何人ぐらいかということについてはこれから詰めるとしまして、考え方として、住民サービスが現地でできるだけ対応できるという大きな支所機能を持つべきではないかというふうなご意見が大半ではないかというふうに受けられました。このまとめ案を基に、御意見をいただきたいと思います。それから、いわゆる分庁方式につきましては、養父方式等のお話のように、恒久的なものではなくて、暫定的といいたいでしょうか、とりあえず3町合併のスタートの段階においては、本庁、支所

ということを完全に分けるのではなくて、本庁機能についても1部を他の庁舎へ持っていくということが必要ではないかというふうなご意見で大半を占めていると思います。その分け方につきましては、この3町の状況を見ますと、他の先進例のように、1つの分野を丸ごと持っていくということについては、無理がある。従って、それぞれの地域の特性に合った、必要性の高い業務を分けて配置するというふうなことを中心に考えていくべきではないか。その典型的、且つ必要性の高いのは産業分野であることになりまして、それ以外の分野についても、今後もう少し検討をして、その必要性が高く且つ円滑に分割ができるのであれば、そういう方法をとってはどうか。いうふうなご意見ではなかったかというふうに思います。従いまして、小委員長のまとめ案として、今言いましたようなことを前提に、これからの時間少し、特に若干違った観点からのご意見のある方中心にご意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

中村委員。

○中村(治)委員 美方町の中村でございます。今日までの議論の中で、いわゆる庁舎の機能のあり方については大体集約できたような感じがします。条例上は1本庁2支所、いわゆる事務所もしくは、庁舎の位置を定める条例と、もう一つは支所の設置条例、この2本立て条例に制定をすると、それで運用面において支所に一部本庁の機能を持たせる方策、この辺までは大体皆さんの意見も同じような意見だと思うわけでございます。しかしながら、分庁機能をどのようなボリュームとするのか、また、その期間を暫定的とするのか、半恒久的というか、恒久的というか、そういう形に持っていくのか、また合併後にそれを委ねるのか、いろんな方法があるかと思っておりますけれども、私はこのことは非常に重大なことであるという認識をしております。例えば、恒久的もしくは合併後にそれを委ねるといようなこととなり、そういう恒久的なのか、暫定的なのか、合併後に委ねるのか、この結果と本庁舎の位置いかんによっては、私の既成概念を根本的に改めなければならないというような、思いがしているわけでございます。それは分庁機能を少し拡大をして、それなりの議員条例定数の議場が確保できれば物理的には本庁舎の位置はどこでもよいというわけでございます。後はその正当性をいかに議論展開をしていくのかということになるかと思っております。私はこれ以上を申し上げるつもりはありませんけれども、その辺を十分理解した上で議論していただければというふうに思います。以上です。

○藤原委員長 中村委員のご発言の中で、先程私がちょっとまとめ案を言いましたのとの関連でご説明しますなら、分庁方式については恒久的なものではなくて、いつまでという期限は別にして、とりあえず、恒久か暫定かというわけ方をすれば暫定的なもの、もっと具体的にいいますと、それはスタート段階において、そういう方向を取り、いつどうこうはそのときの首長なり、住民が判断をされることでありますけれども、およそ今の段階で恒久的に必要なという判断はしないということが一つあります。それから、スタートして

から考えるかどうかという問題につきましては、今、ここでのご意見はスタート段階から、そういう方法を取るべしという意見のようにありましたので、そういうまとめ方をしました。その点については、それを前提にご意見をいただければありがたいというふうに思います。他にご意見ございますか。先程言いました私のまとめ案に危惧すべき点、ないしは違った意見を中心にご意見をいただければありがたいと思います。

概ねよろしいでしょうか。お話にありましたように、当然、これは一応基本的な考え方をこの段階でまとめることをごさいますして、この後、具体的な庁舎の場所が決まった段階において、きちっと確定をするための作業の段階においては、この基本的考え方を基にしますが、若干の調整は必要だと、これは当然のことだというふうに思いますので、そういう前提で判断していただければありがたいというふうに思います。

○吉田委員 美方の吉田です。大きな支所ということについては、多少まだどの程度だということはまだわからない中で、今後、位置等の検討の中で、それも決まってくると、このように思いますけれども、基本的には大きな支所でサービス低下を招かないと、この点については、また、人数の配置については、それぞれいろんな部分でフレキシブルに対応したいと、これについては結構なんですけれども、と言ったと思うのを確認したいと思うのと、それと分庁につきましては、要するに地域性を考慮する必要があるという観点から、特に産業面ですね、先程、委員長が言われました、農林や水産という部分が特に係りのある方、それについて考えれば、地域性を充分考慮して、分庁的な範囲も決めていかなければならない。それと暫定的にということと、あとスタート時からそれはもう決まったことにすると、しかし、位置によっては多少の変動もあると、また分庁のそのボリュームの中では、例えば、先程、福祉関係、また教育関係ということも一つの案として岩槻町長から出たんですけども、その辺も位置によっては、充分考慮される部分ではあろうと、しかし、産業面については充分優先的に考えなければならぬと、このように言われたかどうか確認したいですけれども。

○藤原委員長 大筋そのとおりでございます。厳密にいきますと、福祉関係と産業以外の分野について、位置によってどうこうと言うよりも、もう少しその辺については、検討をして詰めていかなければならない問題があるんじゃないか、若干これからの検討課題というふうに言っておりますので、もちろん位置問題も入ってくると思いますけれども、位置以前の問題としても検討課題ではなからうかというふうな含みで言いました。

○板坂委員 今、委員長、当初申されたことで、私もいいではなからうかと、基本的には今吉田委員が言われたとおりでございますけれども、恒久的か暫定的かということは合併してから推移を見ながら新町の首長また議会の議員の皆さんの御判断ですね、それはお決めになったらいいことではなからうかというふうに、私も思っておりますので、申し上げ

ておきたいと思います。

○藤原委員長 じゃあ私、ちょっとまとめの方で失礼しますが、要はここで恒久的な組織であるということだけでは決めないと、後は逆の判断をされるということ。それからちょっと申し遅れましたが、支所の名称についてはご意見がありました地域局かどうか、これらについても、これ支所体制そのものの問題とは少し違いますので、これから検討すべきことだというふうな形で、結論を付けたいというふうに思います。今日はこの問題を一つのまとめとして、次回 24 日の全体会に報告が出来るようにまとめ上げること、そのことを当初から私は議長役として、思っておりましたので、それではご議論なければこれで終わるということになります。ご意見がもしありましたら、もう時計も 8 時になっておりますので、もう少し時間でご意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○本城委員 美方の本城です。どうもこう自分自身、頭の中で整理ができないんですが、今、委員長のまとめられたこと、そしてきょうこのまとめたことを次回合併協の中で報告をして確認ということになるわけですか、それとも今日のまとめはまとめとして、しかしながら、先程から出ております庁舎の位置等によれば、ある程度の変更は、あり得る問題が出てくるということなものですから、ある程度ということが非常に不確的なもんです。ですから次回の法定協で報告をして、確認ということにされると、今度それを一部でも変更しようとするれば、かなりのエネルギーがいると思うんですね。ですから、継続ということにされるのか、それとも確認にもっていこうとされてるのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいんですが。

○藤原委員長 ちょっと、難しいといいますが、私の場合は、まず、全て決めることは合併協議会全体会で決めることが正式な決定であって、その前段として小委員会に付託されて意見のまとめをしている。ですから、ここで小委員会としての、総意を全体会で報告し、そこで御意見を承って確認というか、確定をしてもらう。で、確定の内容については、全て一から十までこれこれと決めるのではなく、ことの性格上、先程も言いましたように、基本的大筋の考え方として、こういう方向を指向する、詳細については、本庁の場所が決まった段階において、若干の微調整は当然のこととしてあるという含みで、考え方の確定を行うということです。従って、本庁の場所によって根本的に変える、そんなことはないんであって、許される範囲内の微調整というのは当然あり得る。そのことも含めて本会議において確定をしてもらう。従って、報告の段階ではそのことについては、きちっと報告したいと思っています。よろしいでしょうか。本協議会に報告する文案まで、まだ、今、作っておりませんので、およそ正副委員長にお任せいただいて作りたいと思いますけど。

○吉田委員 美方の吉田です。そうしますとですね、最初のパターンに示しました 3 つの

パターンがありますよね。1番がABCの庁舎があって、分庁という機能が2つあると、2番目が本庁があり、分庁的機能のある支所があり、そして本当の支所というような類型、一番最後が、本庁と後は、2支所という形でのパターンがありましたよね。そのうちの1と2ということの理解でいいんでしょうか。

○藤原委員長 皆さん方ご意見をいただきたいと思いますが、この辺の議論はちょっと正直やっておりませんので、私が独断で言うのもなんですが、いかがでしょうか。私の考え方から言いますと、海側と山側による地域性ということを中心に考えていくべきである。それで、山側の方、具体的に村岡町、美方町のどちらにそれを置くかということはそれはこれから詰める問題である。ただ、山側の方でも、具体的に村岡町、美方町でまさに地域性が多く違うという問題があれば、それはそれぞれについて置く場合もあり得ると、いうことだと思いますけど。私の考え方はいかがでしょうか。それについては、基本は海側と山側という2箇所ということの基本にしながら、これからの検討の中で非常に特性が三者三様のものがある場合には、そういうこともあり得ると。いかがでしょうか。これは少し議論をまだ深めておりませんので、私の思案に対してご議論がありましたらご発言をいただきたいと思いますが。

○板坂委員 今、吉田委員からのあれで、2月5日の資料で養父市方式ということで最初言われた。1番最初の1、2、3という例でいえば、一番最後の参考ということで養父市の例が上がっておりますけど、皆さん方のご意見等々も養父市方式が1番だというご意見が多かったように、私も確認いたしておるところですけれども、その辺の確認を再度確認をさせていただきたいと思います。

○藤原委員長 先程もちょっと私、休憩中に養父市方式とご発言された方の一番のあれが少しわかりにくかったものでお聞きしたんですが、養父市方式の趣旨は暫定方式だということをおっしゃっているというお話がありました。従って、そのことは今のまとめに入れたんですが、もう一つ今板坂委員の言われていることは、一箇所だけという意味の養父市方式という意味でしょうか。その辺についてちょっとわかりにくいんですが。

○板坂委員 私の申し上げた養父市は4町でありますし、今度合併しよう我々は3町でございますので、どの町も含めてというふうにお考えなっただけであればいいではなかろうかというふうに思うわけでございます。

○藤原委員長 それについてご意見を。はい。橘委員。

○橘委員 香住町の橘です。今までの議論なり、意見なり聞いておりますと、私は養父方

式という意見が多かったと思います。養父方式でいいですと第1回目の資料の3ページの先程吉田議長が言われた1か3か言われましたけれど、私は2だと思えます。ただし、きょう委員長が言われたように、その課によっては分けると、一つの課がいくんじゃなくて、例えば産業は、海と山に分けると、そういうような方式がきょう出てきたと、私はこのように解釈しております。ですからこの図でいけば2じゃないかなあと私は思っております。

○藤原委員長 必ずしも、最初に示したパターンのどれにあてはまるかといって、無理をして押し込む必要はないと思えます。考え方はどれに近いかというふうなことは、共通の認識をもつ必要があると思えますので、かなり変形をしますので、原則パターンになかなか合いにくい場合があります。従って、これを変形してるのかなあとというふうな共通の認識がまとまればいいんじゃないかなあとというふうに思えます。今のご発言はあえて最初のパターンでいえば2パターンに近いというご発言ですが、そういう認識でよろしいでしょうか。ご異論のある方がありましたら、よろしいでしょうか。そうしましたら、確認を致します。もう一度言いますが、支所長につきましては、支所という名前を使うかどうかは検討のことにして、実質的には大きな支所方式を取る。その一つの目安として、事務局が提示した業務内容・人員、それから支所長の権限等も参考にして判断をする。ただし、人員につきましては、ご意見もありましたように、多いのが良いのではなくて、その業務をこなせるに必要な最小限度の効率的な配置をすることは当然のことですので、それらについての見直しも行うということが前提だということです。いわゆる分庁方式につきましては、発言でいけば、養父方式、いわゆる恒常的、恒久的だと決め付けではなくて、合併からスタートした段階においては、当面といたしますか。その当面がどれだけの期間になるかは別として、対応する組織とする。それは、地域の特性、職務の特性等を考えて、本庁業務についても、本庁だけではなくて他の庁舎にも分散を行う。その基本は必ずしも、一つの分野全部ではなくて、必要に応じた分散を行っていく。代表的な事例は3町の場合には、産業分野において、その必要性は非常に高い、従って、それについては対応をするという前提で検討するが、それ以外の分野についても、もう少し検討して必要性があり、且、分割することが必要で、且、円滑な運営ができるものについては、その方法をとることについての検討も行う、こんな形でまとまったというふうに考えておりますがよろしいでしょうか。それでは、これを基に、24日の全体会には正副委員長で文案を作って報告し全体会での意見も踏まえて、合併協議会としての一つの確認確定としたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。次回からは、第2段の庁舎の位置の問題について検討に入りたいというふうに思えます。また、それを前提にして、あらかじめ委員の皆さん方、ご意見をおまとめいただき、またご発言をいただくようによろしくお願ひしたいというふうに思えます。それでは一応会議はこれで終わりたいと思えますが、事務局から何かありましたらよろしくお願ひします。

藤原事務局長 はい。長時間大変お疲れ様でございました。それではレジメの5番に挙げておりますその他ということで、次回の日程について、御案内をさせていただきたいと思います。第5回の小委員会につきましては、28日、土曜日の午前9時から香住町の地域福祉センターの方で予定をさせていただいております。香住町の森にあります地域福祉センターでございます。スケジュールの調整の方ひとつよろしくお願い申し上げます。以上です。

藤原委員長 それではこれできょうの第4回小委員会終わらせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
新町の事務所の位置等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員